

2018年7月

立命館大学の授業について

1. 授業時間

時限	時間
第1時限	9：00～10：30
第2時限	10：40～12：10
第3時限	13：00～14：30
第4時限	14：40～16：10
第5時限	16：20～17：50
第6時限	18：00～19：30
第7時限	19：40～21：10

2. 暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合もしくは気象等により交通機関が不通となった場合の授業の取扱いについて

暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合もしくは気象等により交通機関が不通となった場合の授業の取扱いは、下表の通りとします。

なお、定期試験および追試験において暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合の取扱いは、下表と同様とします。また、「立命館大学授業に関する規程」の定めのない取扱いを行う場合は、学長が決定します。

『衣笠キャンパスおよび朱雀キャンパスの場合』

休講とする場合	<p>1 暴風警報または気象等に関する特別警報が京都市または京都・亀岡区域に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。</p> <p>2 交通機関の運行状況が、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>(1)京都市営バスが全面的に不通の場合。なお、15時の時点で運行を再開していない場合は全時限休講とする。</p> <p>(2)京都市営バスが運行中であっても、京都市内乗入れのJR西日本(大阪―草津間)、阪急(梅田―河原町間)、京阪、近鉄の4交通機関のうち、3交通機関以上が不通の場合。なお、15時の時点で4交通機関のうち2交通機関以上が運行を再開していない場合は全時限休講とする。</p> <p>3 前2項につき授業等が開始されている場合は、直近の時限から休講する。</p>
---------	--

授業等の開始

1 次に定める場合は、下表の基準により授業等を開始する。

(1)暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合

(2)京都市内乗入れの JR 西日本(大阪―草津間)、阪急(梅田―河原町間)、京阪、近鉄の 4 交通機関のうち 2 交通機関以上が運行中または運行を再開し、京都市営バスが運行中または運行を再開した場合

時刻	時限
6 : 30 まで	第 1 時限
10 : 00 まで	第 3 時限
12 : 00 まで	第 4 時限
15 : 00 まで	第 6 時限

2 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。

『びわこ・くさつキャンパスの場合』

休講とする場合	<p>1 暴風警報または気象等に関する特別警報が草津市または近江南部区域に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。</p> <p>2 JR西日本(京都一米原間)が不通の場合。なお、15時の時点で運行を再開していない場合は全時限休講とする。</p> <p>3 前2項につき授業等が開始されている場合は、直近の時限から休講する。</p>															
授業等の開始	<p>1 次に定める場合は、下表の基準により授業等を開始する。</p> <p>(1)暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合</p> <p>(2)休講とする場合第2項の交通機関が運行を再開した場合</p> <table border="1" data-bbox="464 759 1369 1198"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 759 668 1003">時刻</th> <th colspan="2" data-bbox="668 759 1369 801">時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1003 668 1048">6:30まで</td> <td data-bbox="668 1003 1034 1048">第1時限</td> <td data-bbox="1034 1003 1369 1048">第1時限</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1048 668 1093">10:00まで</td> <td data-bbox="668 1048 1034 1093">第3時限</td> <td data-bbox="1034 1048 1369 1093">第5時限</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1093 668 1137">12:00まで</td> <td data-bbox="668 1093 1034 1137">第4時限</td> <td data-bbox="1034 1093 1369 1137">第7時限</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1137 668 1198">15:00まで</td> <td data-bbox="668 1137 1034 1198">第6時限</td> <td data-bbox="1034 1137 1369 1198">第11時限</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。</p>	時刻	時限		6:30まで	第1時限	第1時限	10:00まで	第3時限	第5時限	12:00まで	第4時限	第7時限	15:00まで	第6時限	第11時限
時刻	時限															
6:30まで	第1時限	第1時限														
10:00まで	第3時限	第5時限														
12:00まで	第4時限	第7時限														
15:00まで	第6時限	第11時限														

『大阪いばらきキャンパスの場合』

休講とする場合	<p>1 暴風警報または気象等に関する特別警報が茨木市または北大阪区域に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。</p> <p>2 JR西日本(大阪一草津間)および阪急(梅田一河原町間)の2交通機関の両者が不通の場合。</p> <p>3 前2項につき授業等が開始されている場合は、直近の時限から休講する。</p>										
授業等の開始	<p>1 次に定める場合は、下表の基準により授業等を開始する。</p> <p>(1)暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合</p> <p>(2)休講とする場合第2項の交通機関のいずれかが運行を再開した場合</p> <table border="1" data-bbox="450 696 1018 945"> <thead> <tr> <th>時刻</th> <th>時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6:30まで</td> <td>第1時限</td> </tr> <tr> <td>10:00まで</td> <td>第3時限</td> </tr> <tr> <td>12:00まで</td> <td>第4時限</td> </tr> <tr> <td>15:00まで</td> <td>第6時限</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。</p>	時刻	時限	6:30まで	第1時限	10:00まで	第3時限	12:00まで	第4時限	15:00まで	第6時限
時刻	時限										
6:30まで	第1時限										
10:00まで	第3時限										
12:00まで	第4時限										
15:00まで	第6時限										

<遠隔授業の取扱>

交通機関の不通または暴風警報または気象等に関する特別警報の発令により休講となった場合、遠隔授業は次の通り取り扱う。

- (1) 遠隔授業の送信側キャンパスで休講が判断された場合は、全てのキャンパスで当該授業を休講とする。
- (2) いずれかの遠隔授業の受信側キャンパスで休講が判断された場合は、当該キャンパスのみ当該授業を休講とし、中継配信は行わない。なお、他の遠隔授業の受信側キャンパスでは通常通り授業を実施する。

3. 学生が学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した場合の取り扱い

1. 学生が学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した場合、本学では、以下の通り取り扱いします。

学生が学校感染症に罹患した場合は、「学校保健安全法」「学校保健安全法施行規則」「立命館大学授業に関する規程」に基づき、学長が「出席停止」を命じます。

2. 「出席停止」となった学生の大学への届出について（手続きを行うべきこと）

- (1) 「出席停止」となった学生は、治癒後に医療機関より「立命館大学 感染症治癒証明書」（立命館大学ホームページより帳票をダウンロード）の交付を受け、受講キャンパスの保健セン

ターに届け出てください。

- (2) 保健センターでは、学校感染症の治癒を証明する「立命館大学学校感染症治癒証明書（写）」を発行します。
- (3) 学生は、「立命館大学学校感染症治癒証明書（写）」を学びステーションに持参し、「学校感染症に伴う出席停止期間証明書」の申請手続きを行ってください。
- (4) 学びステーションでは、学生の授業科目・担当者・時間割を確認したうえで、「学校感染症に伴う出席停止期間証明書」（学長印を押印したもの）を交付します。
- (5) 「学校感染症に伴う出席停止期間証明書」の交付を受けた学生は、証明書を直接授業担当者に手渡してください。

3. 「出席停止」となった場合の授業の取扱い

学校感染症に罹患し「出席停止」となった場合でも、「公欠」とはなりません。しかし、学生が学ぶべき内容について円滑に学習ができるよう、授業担当者は可能な限り次のことを行います。

- ・ 授業で配布した資料の配布
- ・ 授業範囲の確認および授業ポイントの説明
- ・ 自習内容の指示
- ・ その他授業期間中のレポートや小テスト等を実施された場合の代替措置など、授業に関する指導・援助

4. 学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患し、罹患が判明した時点で連絡を必要とする場合

学校感染症のうち、以下の病気に罹患した場合は、感染拡大を防止の措置を講じる必要があるため、罹患が判明した時点で、教務課（衣笠キャンパス）に連絡をしてください。連絡を必要とする感染症の種類は、厚生労働省の届出感染症基準に基づいています。

- (1) 第一種感染症（エボラ出血熱、ペスト、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ熱、痘そう、ラッサ熱、南米出血熱、急性灰白骨髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症）
- (2) 上記以外（麻疹、風疹、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）

以上